

# 訪問介護及び介護保険法に基づく第1号訪問事業

## 重要事項説明書

〈令和7年 3月 1日 現在〉

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0745-75-8888 (午前9時～午後5時まで)

担当 大西 宏則 (オオニシ ヒロノリ)

\* 御不明な点は、何でもおたずねください。

### 2 事業所の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護事業所第二慈母園
所在地	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2091-1
サービスを提供する地域	斑鳩町

\* 上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制〈例〉

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		管理業務全般	1名(1)
サービス提供責任者	介護福祉士	1名(1)	0名	サービスに係る業務調整	1名(1)
事務職員		0名	1名	事務作業全般	1名( )
(介護職員) 従事者	介護福祉士	名( )	2名( )		2名( )
	1級～2級修了者	名( )	5名( )		5名( )
	3級修了者	名( )	名( )		名( )
	その他	名( )	名( )		名( )

( ) 内は男性再掲

#### (3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	×	×	×	
土・日・祭日	○	×	×	×	

\* 時間帯により料金が異なります。(早朝・夜間・深夜は現在行っておりません)

\* 12月29日～1月3日は休業

### 3 サービス内容

- (1) 身体介護
- ・食事介護
  - ・入浴介助
  - ・排泄介助
  - ・清拭
  - ・体位変換 等
- (2) 生活援助
- ・買物
  - ・調理
  - ・掃除
  - ・洗濯 等

(3) その他のサービス ・介護相談等

※なお、以上の提供するサービスについては、第三者評価は受けておりません。

4 利用料金

(1) 訪問介護利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の1割または2割または3割になります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[ 料金表 — 基本料金・昼間 — ] ※要介護区分：要介護度1～5のお客様

身体介護	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分	1時間30分以上 (30分を増すごとに)
	2,440円	3,870円	5,670円	各設定単価適用
生活援助	20分～ 45分未満	45分以上	身体・生活の複合は各設定単価適用	
	1,790円	2,200円		

基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

(2) 介護保険法に基づく第1号訪問事業利用料

ご住所地の各市町村により定められている利用料金になります。

本事業対象の利用者の方には、別紙利用料金表を添付しています。

\* 上表の料金設定の基本となる時間等は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン等)に定められた目安の時間等を基準とします。

\* やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要な場合があります。

- ・事業所の実施地域を越える地点から片道5km未満 150円
- ・事業所の実施地域を越える地点から片道5km以上 200円

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急、御連絡ください。

(連絡先 電話： 0745-75-8888 )

① サービス提供予定日前日の17時までに御連絡を頂いた場合	無料
② 上記①までに御連絡を頂けなかった場合	当該基本料金の全額
③ 利用者の予想しがたい急変、その他入院等の場合	無料

(5) その他

① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまの御負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、1ヶ月ごとに計算し請求をいたしますので、翌月25日までにお支払ください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、口座振込、自動引き落としの2通りの中から御契約の際に選べます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問介護計画等作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

\* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

お客様が介護保険施設に入所した場合

介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

お客様がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

お客様が、サービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われなかった場合、又はお客様や御家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 当事業所の訪問介護等サービスの特徴等

### (1) 事業の目的

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行い、ご利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、サポートします。

### (2) 運営の方針

「思いやりの心、広く、深く」をモットーに、ご利用者のご意向を汲み取ったサービスの提供に努めてまいります。

### (3) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	年2回研修を行います

サービスマニュアルの作成	○	
その他		

※ ヘルパーの変更についてはご希望を尊重し、調整致しますが当事業所の人員体制等によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承下さい。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先・医療機関名	
	電 話	
御家族(1) 続柄	氏 名	
	電 話	
御家族(2) 続柄	氏 名	
	電 話	

## 8 サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所お客さま相談・苦情担当

担当 大西 宏則 電話 0745-75-8888

(受付時間 9:00~17:00)

### ② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

斑鳩町	電話 0745-74-1001 担当部署 長寿福祉課
奈良県国民健康保険団体連合会	電話 0744-21-6822 所在地 奈良県橿原市大久保町302-1
奈良県運営適正化委員会 (奈良県社会福祉協議会地域福祉課第2係)	電話 0744-29-0100 所在地 奈良県橿原市大久保町320-11

## 9 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、また係の居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10 非常災害時の事業継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害（地震、火災等）が発生した場合は、人命救助を第一に対策を講じます。また、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い安全確保に努めます。

## 11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずる

ものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (3) 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

## 12 ハラスメント対策に関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 13 感染症蔓延防止に関する事項

事業所は、全ての従事者に対し、健康診断を定期的実施すると共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じるものとする。

## 14 当事業所の概要

法人の名称・種別	社会福祉法人壺阪寺聚徳会	
代表者役職・氏名	理事長 常盤 勝範	
本部所在地・電話番号	奈良県高市郡高取町壺阪3 電話番号 0744-52-3688	
定款に定める事業	・ 養護老人ホーム	2ヶ所
	・ 特別養護老人ホーム	2ヶ所
	・ 障害者支援施設	1ヶ所
	・ ケアハウス	1ヶ所
	・ 短期入所生活介護	2ヶ所
	・ デイサービスセンター	2ヶ所
	・ 訪問介護事業所	1ヶ所
	・ 在宅介護支援センター	2ヶ所
	・ 指定特定相談支援事業所	3ヶ所

令和 年 月 日

訪問介護等サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2091-1

名称 訪問介護事業所 第二慈母園

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護等についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印